



山形県公報

平成29年6月13日(火)
第2852号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令……………(市町村課) ……635

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……636
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……637
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……638
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……639

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業・県産品振興課) ……640

## 訓 令

### 山形県訓令第14号

庁 中  
出 先 機 関

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年8月県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(ネットワークシステム副管理者)

第4条の2 山形県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を支援するため、ネットワークシステム副管理者を置き、企画振興部情報政策課長をもって充てる。

2 ネットワークシステム副管理者は、その業務をあらかじめ指定した職員に補助させることができる。

第6条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の15第1項」を「第30条の11第1項」に、「、同項に規定する」を「提供を受けた同項に規定する機構保存本人確認情報又は」に、「以下「」を「法第30条の15第1項に規定する」に、「」という」を「をいう。第9条において同じ。）（以下「機構保存本人確認情報等」という）に、「都道府県知事保存本人確認情報を」を「機構保存本人確認情報等を」に改め、同条第2項中「都道府県知事保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に、「いう。」を「をいう。以下この項において同じ。）を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用担当者の生体情報の登録にあつては、端末機を設置する所属の長であつてネットワークシステム管理者が指定するものに行わせることができるものとする。

第7条及び第8条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

第9条中「係る」を「係る機構保存本人確認情報等」に、「提供する」を「提供する都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第445号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成29年6月20日山形市に招集する。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日      |
|----------------|-----------------|------------|
| しろにし診療所        | 山形市城西町四丁目27番25号 | 平成29. 4. 1 |
| 山形わかば薬局        | 山形市清住町二丁目2番23号  | 同          |
| ぬくもり訪問看護ステーション | 米沢市立町4339番地     | 同 4.18     |

### 山形県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

長井市訪問看護ステーション  
長井市屋城町2番1号

## 2 変更の内容

| 指定医療機関の所在地   |            | 変更年月日      |
|--------------|------------|------------|
| 変更前          | 変更後        |            |
| 長井市ままの上7番10号 | 長井市屋城町2番1号 | 平成29. 4. 1 |

## 山形県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-----------|-----------------|-------------|
| しろにし診療所   | 山形市城西町四丁目27番25号 | 平成29. 3. 31 |
| 山王中央クリニック | 鶴岡市山王町14番15号    | 同           |
| 佐藤内科      | 西村山郡大江町左沢1700   | 同           |
| 政木医院      | 山形市江南三丁目5番19号   | 同 4. 1      |

## 山形県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施術所の名称      | 施術所の所在地         | 指定年月日      |
|-----------|-------------|-----------------|------------|
| 疋田隆史      | 在宅マッサージピーテン | 山形市桧町三丁目7番14-5号 | 平成29. 3. 1 |

## 山形県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡川西町
- 2 公共測量を実施する期間

平成29年5月12日から平成30年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[区画整理]）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[区画整理]）計画書の写し

2 縦覧に供する場所

河北町役場

3 縦覧に供する期間

平成29年6月19日から同年7月18日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[用排水施設]）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[用排水施設]）計画書の写し

2 縦覧に供する場所

河北町役場

3 縦覧に供する期間

平成29年6月19日から同年7月18日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第453号**

次の開発行為は、完了した。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年2月1日 指令村総建第265号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金谷字原798-17・843-4・798-5、字金谷神1417-9・1155-2、字中河原1399-2・2394-6の一部、字中河原2394-7、字下河原1583-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上山市金谷字下河原1583番地2 山形バイオマスエネルギー株式会社  
山形市成沢西一丁目10番6号 株式会社荒正

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第8号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成29年6月13日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年6月15日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(2) 平成30年度山形県立高等学校の入学者募集について  
(3) 山形県産業教育審議会委員の解任及び任命に係る臨時専決処理の承認について  
(4) 山形県図書館協議会委員の委嘱（任命）に係る臨時専決処理の承認について  
(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,919人  
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,240人  
県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 69,667人 | 村山市           | 7,196人  | 西村山郡 | 11,678人 |
| 米沢市         | 23,233人 | 長井市           | 7,759人  | 最上郡  | 11,817人 |
| 鶴岡市         | 36,758人 | 天童市           | 17,310人 | 東置賜郡 | 11,243人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,233人 | 東根市           | 13,146人 | 西置賜郡 | 8,469人  |
| 新庄市         | 10,242人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 6,990人  | 東田川郡 | 8,358人  |
| 寒河江市        | 11,589人 | 南陽市           | 9,069人  |      |         |
| 上山市         | 9,097人  | 東村山郡          | 7,457人  |      |         |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において平成29年7月13日まで縦覧に供する。

平成29年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）おーばん天童久野本店

天童市北久野本一丁目1605番1外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成29年1月17日

3 意見の概要

(1) 交通渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理及び防犯等の生活環境保全に関する対策について、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する騒音に係る環境基準及び騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定する規制基準を遵守し、届出内容のとおり適正に対処すること。

(2) 出店後の騒音及び振動については未然防止に努め、苦情が発生した場合は適切に対応すること。

騒音予測結果において騒音レベルの最大値が(1)に掲げる規制基準を超過している箇所については、特に注意を払い、近隣住民の理解を得られるよう対応を図ること。

(3) 設置される大規模小売店舗は、店舗の規模が大きく、営業時間が午後10時までと遅いことから、万引き、怠学、喫煙、深夜徘徊といった青少年の犯罪及び非行が発生する場になることが懸念される。

設置者として、このような犯罪及び非行を未然に防ぐための対策に努めるとともに、天童市青少年指導センターによる巡回指導並びに地域及びその他団体による青少年健全育成のための活動への理解と協力をお願いしたい。